

公共事業施行通知書

整理番号		① 使用予定無技能労働者総数	人
受理年月日			
工事件名		② 手持労働者認定申請数	人
施行期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
発注者名		③ 手持労働者認定数	人
受注者名			
施行場所		④ 吸収予定数（①－③）	人
現場事務所名		⑤ すでに公共職業安定所又は(公財)東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受けた者の数	人
電話番号		⑥ 今後、公共職業安定所又は(公財)東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受ける者の数 (④－⑤)	人
現場責任者名			

備考 i) ⑥の月別紹介予定人員 ii) 工事概要 iii) 工事総額(円)

月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人

iv) 下請負人がある場合

下請負人名		下請負人名	
所在地		所在地	
電話番号		電話番号	
担当者名		担当者名	
施行通知書の提出	有 無	施行通知書の提出	有 無

公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和 51 年 7 月 23 日東京都決定）の規定に基づき、及び高年齢者の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号）第 17 条の規定に準じて上記の通り通知します。

年 月 日

受注者
(会社名)

殿

所在地
代表者名

印

※ ④欄の吸収予定数がゼロと認定された事業については、職業紹介機関の収受印が押印された本様式の写しをもって「遵守証明書」に代えることができます。

■手持労働者申請欄■

番号	職種	氏名	雇用保険番号	番号	職種	氏名	雇用保険番号

※ 太線の中は記入しないで下さい。また、裏面の記入上の注意を参考の上、ご記入ください。
※ 本制度以外の目的に使用することはありません。

公共事業施行通知書

整理番号		① 使用予定無技能労働者総数	人
受理年月日			
工事件名		② 手持労働者認定申請数	人
施行期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
発注者名		③ 手持労働者認定数	人
受注者名			
施行場所		④ 吸収予定数（①－③）	人
現場事務所名		⑤ すでに公共職業安定所又は(公財)東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受けた者の数	人
電話番号		⑥ 今後、公共職業安定所又は(公財)東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受ける者の数 (④－⑤)	人
現場責任者名			

備考 i) ⑥の月別紹介予定人員 ii) 工事概要 iii) 工事総額(円)

月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人
月	人	月	人	月	人

iv) 下請負人がある場合

下請負人名		下請負人名	
所在地		所在地	
電話番号		電話番号	
担当者名		担当者名	
施行通知書の提出	有 無	施行通知書の提出	有 無

公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和51年7月23日東京都決定)の規定に基づき、及び高年齢者の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和46年労働省令第24号)第17条の規定に準じて上記の通り通知します。

年 月 日

受注者
(会社名)

殿

所在地
代表者名

印

※ ④欄の吸収予定数がゼロと認定された事業については、職業紹介機関の収受印が押印された本様式の写しをもって「遵守証明書」に代えることができます。

■手持労働者申請欄■

番号	職種	氏名	雇用保険番号	番号	職種	氏名	雇用保険番号

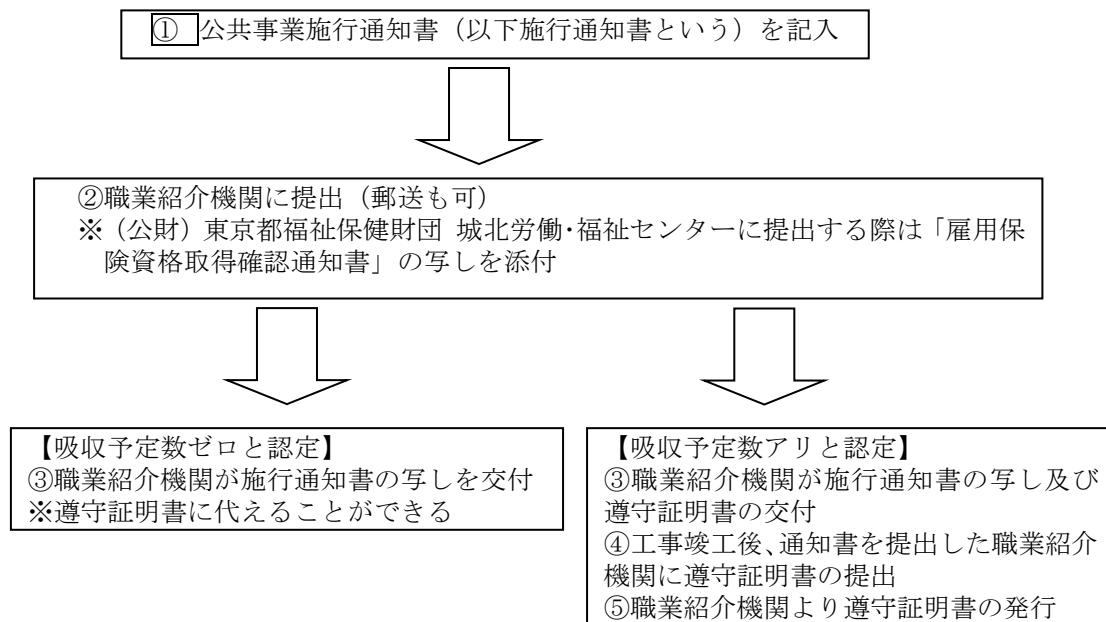
※ 太線の中は記入しないで下さい。また、裏面の記入上の注意を参考の上、ご記入ください。
※ 本制度以外の目的に使用することはありません。

記入上の注意

1 受注者注意事項

- 1 受注者は公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和 51 年 7 月 23 日東京都決定）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号）第 17 条の規定に基づき、本通知書を事業開始前に（緊急に工事に着手する必要がある場合その他やむ得ない理由がある場合には、事業開始後速やかに）主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターに提出して下さい。
- 2 本通知書は、当該事業の全工程において使用する無技能者である労働者について記入して下さい。
無技能者とは、普通作業又は軽作業に従事する者をいい、比較的技能を要しない作業で、その仕事が短期間で習得でき、独立判断をほとんど必要としないような簡単な仕事に従事する労働者をいい、おおむね次のような職種をいう。
掘削、埋戻、整理等の土工、片付、除草、清掃、運搬、旗振、雑役、上乗り等のほか、左官、鳶、配管等の手元
- 3 ②欄には、手持労働者として認定を受けようとする無技能労働者の総数を記入して下さい。
その際、様式下部の「手持労働者申請欄」も忘れずに記入して下さい。（（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターに提出する場合は「雇用保険資格取得確認通知書（事業主通知用）」の写しを添付して下さい。）
- 4 ⑤欄には、手持労働者として認定を申請した者以外の者で、すでに公共職業安定所又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受けた無技能者について、現に当該作業に使用しており、今後も引き続きこれに使用しようとする者の総数を記入して下さい。
- 5 今後、公共職業安定所又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターから紹介を受けて雇入れなければならない無技能労働者の数は、⑥欄に記入されているとおりです。

2 事務手続きの流れ



※手続きは郵送でも受け付けます。82円分（令和元年10月1日以降は84円分）の郵券を貼付した長3の返信用封筒を同封の上、管轄の職業紹介機関までお送りください。（公共事業への日雇労働者雇入れの手引き）裏面参照）